



昨年11月に開かれた更新料をめぐる
家主の決起集会（京都市中京区）

家主、返還請求を警戒

同市左京区で賃貸マンションを経営する榎本正造さん(78)もその一人。新料にはこだわらない」と、新規の入居者募集で

(日管協、東京) 京都府支部の吉田光一支部長は「京都市内では過半数の物件に更新料が設定されていたが、無効判決後、約4割の家主が更新料を見直した」と指摘する。

「更新料」は法的に有効か、無効か――。大阪高裁で昨年、借り主が更新料の返還を求めた民事訴訟で2つの正反対の判決が言い渡され、家主らに衝撃が走った。両訴訟とも上告中で、最高裁の判断次第では、ほかの家主まで返還を求められる可能性があり、更新料契約を見直す動きが広がっている。

京都府内の不動産業者の前で、大学に合格した受験生と保護者が賃貸物件紹介の張り紙をのぞき込む。年中行事のような光景だが、今年は異変が起きている。「更新料無し」という表示が目立つようになつたのだ。

日本賃貸住宅管理協会（日管協、東京）京都府

「有効」「無効」高裁の賃貸住宅判決割れ

後、最高裁が「無効」 フォローアップ

が相次いだ」（吉田支部長）という。

は月額賃料を引き上げ
更新料を設定しないこと
にしたという。
更新料は、おおむね2
年ごとに、借り主が家賃
1～2ヶ月分を支払うケ
ースが多い。首都圏や京
都、滋賀両府県など一部
の地域のみで行われてい
る契約方式だ。
借り主が起こした訴訟
は、更新料が消費者の利
益を一方的に害する契約
を無効と規定した200
1年4月施行の消費者契
約法10条に該当するかど
うかが争点だ。昨年8月の大
阪高裁の判決は、更新料の対
価性を認めた。一方的に借り
主に不利な契約は無効と
判断し、家主側に更新料を
返還を命じた。逆に、10月の
1賃貸の「設定の対価」などと
認めた。一方的に不利とはい
う効果とした。

今年2月24日にも、2例目の
効として返還を命じられ
言い渡され、家主側裁判
人の田中伸弁護士は「

裁判が主の判決が同一の権限をもつて行なわれる。従って、裁判所は、その権限をもつて、訴訟の審理を行なう。したがつて、訴訟の審理は、裁判官の裁量によって左右される。したがつて、裁判官の裁量によって左右される。したがつて、裁判官の裁量によって左右される。

一方、借り手から「毎月の家賃が高いより更新料を払う方がいい」（10代女性）という声もある。実際の契約では、家賃を高くするか更新料として払うか選択できる」とが多くの、「4年制大学の学生なら、2回自分の

更新料を払わなくて済む
ため、家賃上乗せ型では
ない契約を選ぶ人が大
半」（京都市北区の不動
産業者）という。

首都圏でも京都でも更
新料のない物件があり
「借り手には分かりにく
い」という指摘があるの
も事実。それだけに日管
協の吉田支部長は「是非
はどうあれ、判決は大き
なきつかけ。最高裁が有
効と判断しても更新料契
約は徐々に減っていく」

国土交通省の2007年
調査では、更新料を徴収する業者は神奈川県で90.1%、千葉県で82.9%、東京都で65%、京都府では55.1%で、大阪、兵庫両府県は0%。更新料がある

最高裁の判断待ち

新料ブル直しも検討する必要がある」とした。ところが、その後の判決の結果、昨年12月の「最終とりまとめ」では「今後の裁判の状況を見極めつつ、考え方を整理していく」と後退、最高が昨見裁判の判断待ちとなつた。

日本賃貸住宅管理協会は昨年9月、紛争を未然に防止しようと「実質賃料表示制度」の創設を決議。家賃や敷金、礼金、更新料などを合計して、借り主の負担が簡単に比較できる全国一律の表示方法を検討している。

裁判が主なうが、最高裁判が「金券」。判断すれば、更新料という契約が姿を消すだけではなく、家主らが01年4月にさかのぼって更新料の返還を求められ、混乱する」と危惧する。

相反する2つの判決が言い渡された後の昨年11月には、京都市中京区の京都商工会議所大講堂で、家主の決起集会が開かれ、約300人が更新料の有効性を訴えた。たゞ現実には「返還請求の可能性を考え、念のため新料を見直しておく家

一方、借り手から「毎月の家賃が高いより更新料を払う方がいい」（10代女性）という声もある。実際の契約では、家賃を高くするか更新料として払うか選択できる」とが多くの、「4年制大学の学生なら、2回自分の

更新料を払わなくて済む
ため、家賃上乗せ型では
ない契約を選ぶ人が大
半」（京都市北区の不動
産業者）という。

首都圏でも京都でも更
新料のない物件があり
「借り手には分かりにく
い」という指摘があるの
も事実。それだけに日管
協の吉田支部長は「是非
はどうあれ、判決は大き
なきつかけ。最高裁が有
効と判断しても更新料契
約は徐々に減っていく」